

足立区公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区(以下「区」という)がインターネット上に公開している足立区公式ホームページ(以下「区・ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 区・ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、区民生活に密着した公共性・利便性を有するもので、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 行政広報としての区・ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るものでないこと。
- (4) 法令で禁止されているものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。
- (6) その他、区・ホームページに掲載する広告として特に支障がないと区長が認めたものであること。

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、区・ホームページのトップページ上で区が指定した場所とする。

(広告の掲載規格及び掲載料金)

第4条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格(1枠につき)	料金
天地 31ピクセル 左右 88ピクセル 4キロバイト以内 GIF形式	月額 20,000円

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則1か月を単位とし、最長12か月まで申し込めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 区長は、広告掲載希望者を区・ホームページ等で公募する他、広告に係る団体等への広告掲載の案内及び委託・広告枠の販売その他の方法による区以外の者による募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 区・ホームページに広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、区の指定する締切日までに、所定の広告掲載申込書を区長へ提出しなければならない。

(広告の掲載順位)

第8条 広告掲載希望者の応募が予定数を越えた場合は、次の各号に順次あてはまるものを優先して掲載することとする。ただし、同一順位の場合は広告掲載希望期間の長い広告を優先することとし、同じ場合には抽選で決定することとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するものの広告
- (3) 区内に事業所を有する私企業の広告
- (4) 前3号に掲げる以外の私企業の広告

(選定委員会の開催)

第9条 区長は、掲載の可否及び掲載順位を決定するに当たり、その内容等の適否について選定審査をするための選定委員会を開くことができる。

(選定委員会の構成)

第10条 選定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、広報室長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、下記の職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営課長
- (2) 財政課長
- (3) 報道広報課長
- (4) 契約課長

(招集)

第11条 選定委員会は、会長が招集する。

(会議)

第12条 選定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決すところによる。

(選定委員会の庶務)

第13条 選定委員会の庶務は、報道広報課において処理する。

(広告掲載の決定等)

第14条 区長は第7条の規定に基づき申込みがあったときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは、広告掲載希望者に広告掲載の可否について通知するものとする。

- 3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という)は、区の指定する方法により広告原稿を作成し、区が指定する期日までに提出するものとする。

(広告原稿の内容等)

第15条 広告原稿は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 第2条の要件を備えていること。
- (2) 広告主の業務又は紹介を主たる目的としていること。
- (3) 区・ホームページが進めているユニバーサルデザイン化に配慮していること。

2 区は、前項の規定に基づく広告原稿でないときは、広告原稿の修正を求めることができることとする。

(広告掲載料の納入)

第16条 広告主は、区の指定する期日までに、第4条に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第17条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第18条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 区・ホームページの更新に支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 広告の掲載辞退の申出があったとき。
- (4) その他区長が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報室長が定めるものとする。

付 則(16足政広発第222号 政策経営部長決定)

この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

付 則(17足政広発第616号 政策経営部長決定)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(20足政広発第616号 政策経営部長決定)

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

付 則(20足政広発第1292号 政策経営部長決定)

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

付 則(21足政広発第702号 政策経営部長決定)

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

付 則(21足政広発第1267号 広報課長決定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(22足政広発第114号 広報室長決定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（ 26 足政広発第 994 号 平成 27 年 2 月 20 日 広報室長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。